

第 2 2 回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成 2 3 年 1 1 月 2 日 (水) 午後 2 時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第 1 のとおり

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 新任委員挨拶

(3) 委員長の選任及び委員長代理の指名

別紙第 2 のとおり

(4) 議事録の作成に関する意見交換

別紙第 3 のとおり

(5) テーマ (裁判員裁判について) に関する意見交換

発言要旨は別紙第 4 のとおり

(6) 次回の予定

ア 日時

平成 2 4 年 2 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 (2 時間程度)

イ テーマ

委員長が、引き続き「裁判員裁判について」とすることを提案したところ、各委員から異議は出なかった。

(別紙第1)

出席者

委員	岩	藤	美智子
同	小	川	隆正
同	下	野	恭裕
同	中	田	行一
同	中	村	有作
同	平	松	敏男
同	増	井	哲哉
同	松	本	友之
同	水	上	敏
同	森		陽子

(五十音順)

(別紙第2)

委員長の選任及び委員長代理の指名

【事務担当者】

当委員会の委員長である前岡山地方裁判所長の退官に伴い、後任の委員長を選任していただきたいと思います。地方裁判所委員会規則によると、「委員長は委員の互選により選出をする。」とされています。委員長の選任について御意見等がありましたらお願いします。

【委員】

まず、立候補者を募るべきだと思います。

【事務担当者】

それでは立候補をお願いしたいと思います。

【委員】

私の方で立候補します。

【委員】

(委員)を推薦します。この委員会は、地方裁判所の運営に国民の意見を反映させるため、広く委員の皆様の意見を聞いて、改善すべき点は改善していくことだと思いますが、意見を述べていただく前提として、いろいろな事前準備等があります。そういう事前準備をする面でも、それから皆様から出された意見を整理集約する面でも、効率的あるいは臨機応変な措置といえますか、いろいろな方策を立てる面でも、一番活動できるのは司法行政を担っている地方裁判所長であろうと思います。そういう意味ではこのたび就任したばかりですが、(委員)が一番適任であろうと思います。

【委員】

私も、(委員)が述べられた理由で地方裁判所長が委員長を務めるのが適切と考えています。と申しますのは、この委員会は、裁判所はもちろん、法曹三者が外部の委員の意見に謙虚に耳を傾け、地域の司法の在り方を議論していた

だく、外部の委員の方と協働していく場だと理解しています。この委員会で様々な議論をしていただくためには、地方裁判所の現状などについて説明をしたり、資料を用意したりすることは（委員）のおっしゃっていることと同じです。そのほかにも委員会に向けての様々な準備がありまして、そのためには委員会の庶務との連携が重要になってくると思っています。また、この委員会で提言をしていただいた後、実行すべきものは実行し、委員会に対して責任あるフィードバックをしていくことも重要だと思っています、それらのことを考えますと、所長が委員長を務めることが合理的であると思っています。

【委員】

今、（委員）、（委員）が述べられた理由に、まず国民の意見を反映させることというのがありました。これは正にそのとおりだと思います。広く意見を聞くこと、これもそのとおりです。事前準備が必要だと、それからこの委員会でやったことの整理整頓、これも当然のことです。しかし、今言われたことが、従前、所長が委員長を務めた中で行われているかどうかというと、私は非常に疑問です。前回の委員会でも、私はそう申し上げたと思います。その申入書を所長にも提出しています。地方裁判所委員会規則にある委員の意見を聞くことは、実際にはされていない。前回の委員会では、実に2時間のうち1時間45分が模擬調停、参加された調停委員の意見を聞いただけで、実際には3人の、ここにたくさん出ている委員の3人しか委員長は指名しなかった。果たしてそれで国民の意見を反映させていると言えるのか、広く意見を聞いていると言えるのか、それに対して私は異議を述べたと思います、もう1回、この委員会を調停に関してやってもいいのではないかと。それに対して、委員長はそれを遮って、人材問題とか何か、裁判所が考えたテーマを言われたわけです。最終的には（委員）の提案された裁判員制度を今回やることに落ち着きましたけれども、私が異議を述べてから、皆さんから意見が出たという実情です。それで果たして所長がやることに意味があるのかどうか、広く国民の意見を反映させて

いると言えるのかどうか。全国各地では、所長が委員長をやっていない委員会もたくさんあります。それでスムーズにいています。だから、その点が改善されたら私はあえて立候補する必要はないと思います。事前に準備したわけでも何でもありませんけれども、前回までの運営について非常に異議があるから申し上げているのです。だから、（委員）、（委員）が言っていることはまったく当たっていない。そういう意味で改善をしようと言っているわけです。それから、議事録についても、ここで言ったことがそのとおり反映されていない。公平であるべき裁判所の委員会が事実を反映しない議事録を出されるのは非常に問題があります。だから、今日、ここで申し上げたいのは、議事録には、委員が言ったこと、私が言ったことを、そのまま残していただきたいということです。そうしないと、委員会そのものが公平なもので、国民の意見を反映する委員会になっていないと思っています。それで、私は立候補しています。そういうことが行われていれば、どなたが委員長をやっても私はいいと思います。それからもう1点、委員長をどうしても裁判所の方でやらせたいのであれば、副委員長を置いてもらいたい。副委員長と相談しながらやる、それと事務局と相談しながらやる。誰が委員長をやっても、事務局と準備するのは同じです。裁判所がやらなければだめということは全くないと思います。

【委員】

私は、前回や前々回の委員会に出席していませんが、最近は、18回と19回が「労働審判制度」、20回と21回が「民事調停制度を中心とする簡裁の手續について」をテーマとして、一つのテーマで2期日分開催する形でされていると聞いています。1回目の委員会で、意見交換を前提として制度の概略や事務処理状況の説明を行い、質疑応答を行ったところ、委員から、制度の具体的なイメージがつかみにくいという御意見を頂いたので、2回目の委員会で、労働審判員あるいは調停委員をゲストスピーカーとしてお招きして、経験に基づいた意見や感想を述べていただきました。前回は、模擬調停をやっていただ

いた上で、意見交換を行う予定だったところ、模擬調停の担当者の熱心な余りだと思いますが、予定時間を大幅に超過したため、十分な意見交換の時間が確保できなかったようです。この辺りの運営については、もちろん今後課題になると思っていますが、決して裁判所が地裁委員会の委員の皆様の見解を聞くことを避けていることではないと思っています。皆様から十分な意見を出していただく上では、裁判所の委員が委員長を務めたところで何の支障もないと、私はと思っています。議事録その他の在り方については、この委員会で議論していただくことになろうと思っていますので、委員長の問題とは直接関係はないと思います。

【委員】

私は前回初めて出席しましたが、（委員）がおっしゃるように、確かに、調停に関する説明が長かったと思います。結果的に、御意見を伺う、あるいは意見交換をする時間が短かったことは、反省点だと思います。ただ、議論をする前提として、担当者としては、委員の方が御存じでない点をなるべくなくそうとすることで、多分、熱が入ったのかなという気がしますが、意見交換の時間を十分にとることは委員会の本旨に合うわけですし、今後はそうしていただければいいと思います。

【委員】

労働審判や調停に関する問題だけではないのです。それ以前から、裁判所は、すべて同じようなやり方をされています。それで、自由に意見を言える雰囲気かどうかというと、この場を見てもそうではないと思います。裁判所は打合せをされているかどうか知りませんが、（委員）と（委員）が言われている、そして私ですね。私は勇気をもって言っていますが、ほかの人がこの問題について、自由に意見を言えるのかどうかということを知りたいと思います。そうしないと、自由闊達な意見、本当の委員会の実質が出せないのではないかと思います。もっと自由に、ざっくばらんに、忌憚のない意見交換が

できることを私は望んでいるのですが、どうもちょっと違うと思っています。だから、所長が代わられたので、そうやっていただきたいと思っています。

【委員】

裁判所、法曹三者の委員と外部の有識者の委員が双方向で忌憚のない意見を交換することを通じて、裁判所のいわばユーザーである国民から裁判所運営に関する御意見をお聞きする。その御意見を、多数意見とか少数意見とかにかかわらず、裁判所が咀嚼して、その運営に関する多面的な御意見として運営に生かしていくために設けられたのが地裁委員会だということについては、裁判所関係者の認識は一致していると思います。前回、前々回のことは別にしても、活発な意見交換をしていただくことは非常に重要なことで、裁判所としても、そのための配慮はしなければいけないし、必要だということは、これも裁判所関係者はみんな認識していると思います。

【委員】

法曹の人ばかり話してもだめだと思います。忌憚のない意見をまず言える雰囲気を作っていただきたい。この委員会、私は2期目ですが、ここ一、二年はそういう雰囲気ではなかったのではないかとということと、我々にもいろいろなクレームが来ますが、それに正面から向かい合ってより良いものを作りたいという、せっかくこれだけの外部の方が、忙しい中、時間を割いて来ていただいているので、やはり来てよかったなと思われる会にしなければいけないのではないのでしょうか。それと、なぜ裁判所の方はそこまで委員長にこだわるのか分からないのですが、ほかの人に振ればいいのかないかなと思いますが、そういう雰囲気にしていただけるということであれば、皆さん同意していただけるのかなというのと、途中で、どうも雰囲気が違うということになれば（委員）が言われたような副委員長制とか、いろいろ試行錯誤の中でいいものを作っていけばいいのではないかなと思っています。

【委員】

岡山市とか県の会議にたまに私も同行して参加することがあります。その場合は、もちろん中身が違うのかもしれませんが、先ほど（委員）がおっしゃったように、委員の方には、弁護士、大学の先生、企業経営者のような人たちが広くいます。その中から互選で選ばれるのは、大概、一般の方が通常でして、逆に市とか県の当局の方は、広く皆さんの意見を募る、それで、民間の人は、ある意味無責任にと言うと変ですが、全部を知っているわけではないけれど、部分的な意見をいろいろ言う、それで両者が意見交換をするということが、確かに一般的だと思いました。もう一つ私も理解していないところがありますが、本当に（委員）がおっしゃったように、国民の意見を広くということであれば、どちらかというと敷居が高いというのでしょうか、我々庶民にとっては、裁判所に来るだけで、「えっ、何があったのですか。」という話をすぐ言われるぐらいの緊張感を持って今日も来ていますので、そういう意味ではなかなか言いにくいと思います。別に遠慮しているつもりはないのですが、なかなか専門知識もなく、どちらかという当たり障りのないことを言って帰る。結果として年に3回やって、言い方は悪いですが、ガス抜きのような会になってしまっているかもしれないと正直感じています。

【委員】

私は、被害者の立場で、被害者の支援をする立場でいます。今まで、被害者の立場や被害者の視点で、いろいろと皆様が思っていなかった、気がつかなかった、あるいは思ってもいなかったことを、私はここで言う役目かなと思っていました。ですから、この前の調停のときにも、被害者の立場でこういう場合はどうだったのですかと質問をしました。そのように、あるものに対して、その立場立場での物の見方、物の聞き方というものがあり、そのような意見も知っていただいて、裁判所が取り入れていただけたらという思いで、私は出席させていただきました。私の意見ではありませんが、ある人が、こういう会は、裁判官や検事もいらっしゃる会で、今、裁判員裁判で裁判員が評決するという

ときに、自由な意見を言うという、その自由な意見というのはあなたはどんな感じがしますか、私たちがここへ参加していることを通じて、そういうことは自由に言えるものなののでしょうか、ということをお聞かせください。そういう物の見方もあるのかなという形で、皆様の意見も聞いています。

【委員】

先ほど（委員）が問題提起されたことを、私もずっと感じていました。私の会社というか局でも、視聴者会議や番組審議委員などで、そういう意見をできるだけたくさん頂いて反映させるということをやっていますが、やはり常に課題となるのは、どのように、自由な意見といえますか、率直な意見でストレートに議論をし、問題提起をしていただいて、それを活性化して、そこから何か生産的といえますか、方向性を見い出すことをやっていくのか、ということについていつも頭を悩ませているのが実情です。私は、裁判所以外の（委員）が立候補していただき、問題提起していただいたことを皆さんも認識していただいて、もしもそれを変えてみようということであれば、例えば（委員）に委員長を引き受けていただいて、また、先ほどの副委員長制というものも魅力的なことでありまして、そこに例えば（委員）にお就きいただいて、いずれにしても何か変えてやってみて効果を見てみるといえますか、議論の活性化といえますか、この会が有効にといえますか、より実務的に盛り上がっていくよう、我々みんなで作ってみたいかがでしようかと提案します。

【委員】

本来互選となっているんですから、立候補者がいたら、立候補者に対立する立候補者がいるかどうかで決めるべきだと思います。ですから、（委員）が（委員）を推薦されたので、（委員）が推薦されて立候補するかを確認して、立候補されたら、私と（委員）の間でどうするかということになるのではないのでしょうか。

【委員】

(委員)の御発言を受けて発言したのは、私としても、引受けるというか立候補のつもりです。法曹三者以外の方にお引き受けいただいた方がいいのではないかとこの選択肢もあろうかと思えます。それも含めて御議論いただくのがいいと思っています。

【委員】

私も、法曹三者以外で立候補される方がいたら賛成します。

【委員】

(委員)はどうですか。

【委員】

私は先ほど申し上げましたように、(委員)から立候補、こういう問題提起を頂いた問題意識というのは、やはりこういう会では大切だと思いますので、私としては、もしもお二方ということであれば、(委員)にお受けいただきたいと思っています。

【委員】

行政関係の審議会などでは、諮問をして答申をする場面もあるようですが、そういう委員会でもありません。裁判所の者が委員として入っていますし、委員長を務めることもそれほど支障はないとは思っています。後は議論の進め方の話でしょうから。

【委員】

(委員)のお話を伺っていると、議事運営上の問題点とか議事録の点は、後ほど議論すればいいのかなと思います。自由闊達な意見を出していただきたいことは、所長に限らず、我々も皆、日頃から、事件関係者以外の方の自由な御意見は、こういう場があれば積極的に聞きたい意向は持っています。その意味では、本当にどう言われたからって、どうということはないと思います。時間が少なかったのは問題点だろうと思いますが、十分に時間をとって議論していただければいいと思います。そういうことを踏まえて、会の運営をしていた

できれば、裁判所で一番練達、熟練といえますか、実行に移すことのできる所長が、（委員）の御意見や御批判も踏まえて活動していただければいいと思います。そして、何らかの問題点が出てきたら、もちろん、それはその時点で、運営方法等について自由に議論していただければいいと思います。

【委員】

私が司会者なら、全員に意見を聞きたいと思います。そういう意味で、発言されていない方の意見を聞いて、それで話し合いをするのであれば、してもいいと思います。自由に意見を言った上で決めたらいいと思います。こだわられているようですから、そこはあえてという気持ちもないのですけれども、そこは、新たな意見を聞いた上で話を進めたらどうでしょうか。この問題で時間を長引かせるわけにもいかないと思いますので。

【委員】

一般論としてですが、私も何年かこの委員を務めまして、特に近年だろうと思います。問題の専門性があるゆえに意見が出づらい状況に対する手当は、比較的されていたと思います。特に最近、2回にわたって時間をとって一つのテーマを扱うなどの工夫がされていたと思います。一方、雰囲気といえますか、発言のしやすさというところは、なかなか手当が難しいのではないかと思います。その問題についての手当というものは、なかなかされてこなかったのか、しても難しい問題なのかもしれません。結果としてなかなか意見が出づらいという状況があったと思います。したがって、どなたにしても、その辺りの手当をしていただく前提で委員長をしていただければと思います。逆に言いますと、そこをきちんとしていただけるなら、どなたがされてもというか、やる気のある方がされるのが一番いいかなとは思っています。

【委員】

前の委員長さんは、進行が非常にお上手で、自らのストーリーといえますか、流れに沿った中で運営をされていました。「この点について、（委員）いかが

ですか。」という形での指名方式で、答えが限定された形、この問題について答えてくださいという形で進行をされていまして、議事進行は非常に円滑に進むのですが、逆に、自由闊達な意見がなかなか出しにくいし、出てこないという、そういう意味で規格化された部分がありました。役所のストーリーに沿った展開、要するに、始まった時点から議事録が出来上がっているような展開がされていたところを、(委員)も一番問題視されていると思います。(委員)が立候補の中で、議事運営がきちんと手当てされるのであればという形でおっしゃったのは、その辺の思いがあったのかなと思います。私は、この際、一番望ましいのは法曹三者以外の方、そうでなければ裁判所以外の方で一度思い切ってやってみて、新しい風、新しい試みを吹き込んでいく形がいいと思います。当然、所長、判事等は一番の当事者といいますが、一番事情に精通されている方ですので、その立場から、どんどん議事進行の中で実情なり課題なり、率直なところをお聞かせいただく形がいいのではないかと考えています。

【委員】

私も記者をやっていたこともあり、行政関係の委員会を取材したこともたくさんあります。地方裁判所のこの委員会では普通かもしれませんが、行政の委員会では、当局の方々は離れたところ、後ろにいらっしゃるケースが多いので、今のお話だけ伺っていますと、せっかく(委員)が立候補されていらっしゃるので、個人的には(委員)にお務めいただくのがいいと思っています。決して(委員)がだめということではありませんが、当局の方というのは、個人的に違和感がなくはないという感じを受けています。

【事務担当者】

御意見は以上のようなので、それでは多数決で決めることでよろしいでしょうか。

【委員】

多数決というのは、ここまできると大人の解決と言いますか、話を聞いてい

たらおのずと、裁判所の方ではない方という意見が多いように思うのですが、そこであえてそういうことをされるのかなと思います。裁判所も、そんなに恐れなくても、信頼自体世間の人を持っているので、そんなもので裁判所の信用はびくともしないと思います。むしろ、かえってこういうことをした方が裁判所の信用が高まって、我々も裁判所に寄っかかって仕事をしていますので、裁判に携わる者としては、裁判所により良くなっていたいただきたいのが共通の願いだと思います。別に何かがいけない、弁護士が何をしようとか、そういう意図では全くないので、手前みそではあります、（委員）にやってもらったらいいのではないかと考えています。それで、やっぱり議事運営が下手くそだと、裁判所の方がいいということになれば戻せばいいのかなと、個人的には思っています。

【事務担当者】

それでは、委員の皆様から御意見を頂きましたので、（委員）に委員長をお願いすることで集約させていただいてよろしいでしょうか。それでは（委員）、委員長をよろしくお願いします。

【委員長】

ただいま委員長を仰せつかりました（委員）です。委員長に立候補したものの、特に筋書があってこうやろうとか考えていません。しかし、風向きを変える、新しい風を流すという意味で、今回は委員長をやらせていただくと思います。皆さん、是非御協力をお願いします。

今回は裁判員制度がテーマになっていまして、まずは、裁判所の方で、裁判員制度について、これまでの経験に基づいて説明をしていただければと思いますので、お願いします。

【委員】

その前に、地方裁判所委員会規則の6条3項で、委員長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理すると、委員長代理の規定があり

ますが、この委員会では、これまで委員長の代理者が指定されていません。委員長代理をまず指名していただきたいと思います。

【委員長】

規則6条3項に基づいて、委員長が指名した委員、職務代理する者を指定したらどうかということですね。これについて御意見がありますか。

なければ、職務代理者は、（委員）よろしいですか。それではお願いします。

(別紙第3)

議事録の作成に関する意見交換

【委員長】

議事録の作成について、今までのやり方を説明してください。

【委員】

本日、席上に前回の21回の委員会の議事概要を配布しています。第1回の地方裁判所委員会で、議事概要について議論していただいた結果、こういう概要を作ってホームページに掲載すると決めていただいているようです。それに従って、テーマについての議論の概要だけ載せるというやり方でやってきたのがこれまでです。

【委員長】

この議事録について御意見がありますか。私がこの委員になってからのやり方ですと、議事録はもう少し詳しくあったかなと思いますし、当初のころは、発表する前に委員に送られてきたこともあります。家庭裁判所委員会では、少し前までは逐語録といって問答形式のものを作られていたこともあります。私が先ほど申しましたのは、事実をなるべくそのまま記載すべきものが議事録であろうということですが、あまりにも要約され過ぎている感じがして、そこを指摘した経緯があります。この議事録について精査しますと、前所長である委員長が、調停、模擬調停の説明をしたことが委員の意見となっているのがほとんどです。それと、先ほど申しましたように、意見については、(委員)、(委員)、(委員)の三人の意見が出たのですが、それで私が異議を言って、その後、数人の方から、30分ほどかかって意見が出ましたが、私が異議を言ってからの議事はすべて削除されています。そういうことは、あってはならないことだろうと思います。そういう意味で、私が提案した経緯がありましたので、その辺も含めて、議事録を今後どうするかということも提案したいと思います。私が申し入れをしてから、裁判所の方で考えられたことが何かありますか。

【委員】

裁判所としましては、第1回の委員会で発言者の氏名や肩書なしの議事概要を裁判所のホームページに掲載すると決められていますので、それに従ってやってきました。そして、議事の概要は、その日のテーマの分に限って載せるということは、ずっとしてきているつもりでして、事実を隠すとかといったことではありません。どういったものを載せるかについては、詳しいものを、逐語的なものを載せた方がいいのか、そうでない方がいいのか、それぞれの長短はあると思います。逐語的なものを載せるとなると、仮に発言者の肩書とか氏名とかを隠しても、中身からどなたが発言されたかが分かることに当然なると思います。その場合、議事録がそういう形で公表されるということで、あまり本音の議論ができないことになるのは、恐れるところです。特に民間の会社の方に来ていただいています。その企業での取扱いを、この場限りのこととして伺う場合も出てくるとは思いますが、それがホームページに掲載することにより、会社の実情が話しづらいことになるとなれば、それはマイナス面となると思います。ただ、詳しい内容を載せれば、情報の中身の公開性には優れることになり、一長一短があると思います。そこは、皆さんの御意見を踏まえて決めさせていただく問題だと、裁判所は思っています。事柄の性質上、多数決で決めるものではなく、詳細なものが出ると発言しにくくなるから困るという方がおられるようですと、少しは省くことも考えていかないといけないと思います。そこは自由に議論していただければと思っています。それから、委員の方に事前に見ていただいて御了解を取ってということになりますと、どうしても公開するのが遅くなり、公表の趣旨に沿わないことになりますので、その点は御容赦いただきたいと思います。

【委員】

自由闊達な意見交換を行って、できる限り詳しく情報公開するのが原則と思います。その上で、今、懸念されている誰が発言したかとか、社内の取扱いな

どについてですが，公表の原則性を担保しながら，一方でこれは困るというのはやはりその本人でないとチェックできない部分があるので，裁判所がそれをおもんぱかって，公表してもいいというものまで丸めてしまうのは，逆にこの委員会の役割とか国民に向けての情報発信，公開ということに反すると思います。提案ですが，できる限り詳しいものとし，やはり事前のチェックは，我々も外部の委員にお願いするときには必ずやっていますので，是非やっていただければと思います。もっと，自分の立場で，ここでしか言えないことも発言したいと思いますが，是非とも事前に送っていただくことは，原則としてお願いします。今，できるだけ早く公開とありましたけど，前回はいつ公開されたのですか。

【事務担当者】

7月の何日かです。

【委員】

例えばチェックのため1往復して1週間かかったところで，それほど影響は大きくないかなと思っています。私も公開されたホームページを見ていないので，やはり事前の最終確認は，言った言わないという部分もあるかもしれませんので，是非ともお願いしたいです。参加する立場として，もっと詳しく話したいと思いますし，載せられるものはもっと載せていただきたいというのが私の考えです。

【事務担当者】

補足ですが，前回は6月30日に委員会があり，ホームページに掲載したのは7月14日です。

【委員長】

更に補足しますと，早かったのは前回だけだと思います。私は，議事録がいつできるか待っていたことも，これまで度々ありましたが，次回開催の1か月前，少し前ぐらいにできることが多かったように思います。前回は，恐らく前

委員長の所長が異動あるいは辞められることがあって急がれたのだらうと思います。いつも10日ぐらいでできたことはないと思います。お聞きしたいのが、第1回で議事録の取決めができていることを、私たちは誰も知らないわけです。もう一度、どのようになっているのか、説明をお願いできますか。

【委員】

発言者の氏名や肩書なしの議事概要を裁判所のホームページに掲載するということです。

【委員長】

氏名や肩書なしの委員の発言の概要をホームページに掲載する。これは議事録なんですか。議事録をホームページに載せるということですか。

【委員】

議事録の作成については何も定められてはいません。

【委員長】

ホームページに掲載するものと議事録は別でもいいとは思いますが、そういう問題も出てきます。ですから、先ほど（委員）の発言にありましたように、差し支える部分もあるので、今回、副委員長（委員長代理）を指名したので、外部委員と裁判所とが相談しながらチェックする、あるいは差し支えがある部分はそれぞれの委員に聞いてホームページに載せることも可能かと思いますが、どうでしょうか。

【委員】

まず、議事の概要とは別に、議事録というものが一般的にあり得るだらうと、私は理解しています。そうしますと、ホームページにはできるだけ早めにアップしていただく、そして、一方で議事録は、より詳細なものを作成するということもあるのかなという気がします。後は、発言者と、どの部分は公表してどの部分は公表しないというやり取りするときに、どのようにされるのか、例えばテープファイルなどで送るのか、外部に漏れるとまずい、とりわけチェック

前のものが漏れるとまずいと思いますので、その辺りはどのような配慮がされるのかを教えてください。

【委員】

内容をチェックして、ここは削ってください、こういうふうに書き加えてくださいというやり取りをしますと、ある方がこう言われると、それに応じて他の方の発言も変わり、そういうふうにならざるを得ない形になりますと、公表するのがあまりにも遅くなる。委員長からこれまで遅かったと言われましたが、やはりできる限り早く公表する必要がありますので、何度も往復することは好ましくないと考えています。それと、自由闊達な意見を担保するために、これは載せないでほしい、ここはカットしてほしい、あるいはこの話はここだけの話で、という形で発言していただき、そこは掲載しないことにする取扱いは可能であると思いますので、そういう形でやらせていただければありがたいと思っています。

【委員】

私が思っていたことを提案していただきました。この部分はオフレコで、この場限りでということにすれば、迅速ということと不都合なものは公開されないということが両立できると思います。

【委員】

会社の取締役会のように、決議という重要な会社の意思決定をする会ではないと思いますが、そういう場合は、個別に発言者にその真偽をたずねることを結構します。ただ、この会の趣旨から言えば、私が思いますに、概況というもの、ホームページにアップされるものは、なるべく迅速に委員長に一任してまとめていただき、議事録は、次回でも結構です。実は前回何を言ったのか覚えていないということ、無責任に発言しているようですが、前回何をしたのかなというのをやはり3か月、4か月经つときれいに忘れてしまうところもありますので、それがあってありがたいです。この議事録は今見ましたが、記憶がよみがえり

にくいというか，名前も伏せてあるので，機能的にどうなのかなと思いました。

【委員】

我々は，発言が出てても別に構わない発言をしていますが，オフレコに当たるような発言をされて，更に議論を深めることも，もちろんありますので，そういう点は配慮して，そういう発言をする方も，これはオフレコですよと言われることで，進めていただければと思います。ですから，ホームページにアップするものは，現状でもいいのかなと思いますが，実際に詳細な議事録を作成しているのかどうか，私も前回からですので詳細に把握していません。そういうものになればなるほど時間がかかるのは，仕方がないことで，やむを得ないと思います。

【委員】

実務で何度も議事録を作った経験がありますので，2時間の会議で，詳細な，いわゆる逐語的な議事録を正確に作ろうと思えば，相当時間的な負担がかかるのはよく分かっています。ただし，現状の議事録では，ストーリーがよみがえってこないのです。この委員会で，誰が，どういった思いで発言をされて，それを受けてどう議論が発展したのか全然姿が見えません。エッセンス的なものだけを寄せてきたのかなと思うと，そうでもないし，中途半端な形になっています。それから，少なくとも「 」、「 」、「 」の表記は，最初見て非常に違和感がありました。少なくとも，「委員」とか，「ゲスト」とか，あるいは「事務局」といった形で，いくらか逐語的に近いものが工夫できたらという気がします。それから，議事録を早く公表する意味はあるのでしょうか。この委員会の性格上，早く結論，結果を皆さんに知らしめる必要性を，それほど感じていません。委員会が済んだ後，2週間以内とか，1か月以内とかに載せる必要性があるのかどうか，私は疑問に思っています。それよりも，後々まで見て議論の内容が分かるようなものを作成していただいた方がいいのではないかという気がします。

【委員長】

ホームページに載せるものと別に議事録を作るということについてはどう
う考えですか。

【委員】

反対はしません。

【委員】

普通の会議ですと大体議事録作成者と議事録署名者がいて、それで議事録は
作成されるべきものだと思っています。そういう形でできないのかが1点と、
マイナス的な発言というのは、むしろ自分の意見としてこういうのも言ったと
いうのを残してほしいという人の方が多いと思います。メッセージ、立場を背
負った方が来ているのですから、基本的な議事録は逐語で全部やるべきで、ホ
ームページに載せるにしても、何かよく分からないものを載せるより、こうい
う立場の人がこういうことを言ったんだと、メッセージを発して、ここの地裁
委員会は活発にやっているなど分かる方向がいいと思います。ただ、生のもの
とホームページのものが一緒である必要はないと思います。

【委員長】

ホームページには名前を載せるという意味ですか。

【委員】

名前まで載せなくてもいいですけど、何か読んでみても面白くないものを出
してもいかなものかと思います。

【委員】

議事録とホームページに載せるものは、別であっても大丈夫だと思います。
まとめていただいているのをさっと読みますと、この発言に対して、なぜこう
いう発言なのかという部分は、恐らく県議会とか市議会の議事録では、議員さ
んの発言をすべて押さえていかないと、なぜこういう文脈になっているのかが
分かりにくい部分が多分出てくると思います。ですから、それは議事録として、

ホームページは飽くまでも概要，ポイントだけ，それも委員長と副委員長（委員長代理）に一任する形でいいのではないかと考えています。

【委員】

オフレコの発言については，先ほど御提案いただいた形で，私もこれから話していきたいと思います。やはりここで出していただくともまずい場合もありますので，それは肝に銘じたいと思います。その上で，まず，ホームページの公開については，委員長がおっしゃるとおり，もう少し何か詳細なもの，もっと言うと，（委員）がおっしゃったように，もう少しアピールする，読んでいただけるもの，（委員）もおっしゃったと思いますが，私も，せっかく載せるからにはスピードより，やはり後々残すことの意味とか，どの程度か分かりませんが，市民の方なり研究者の方が読んで，この日の委員会はこういう議論をしたとか，意見が活発に出たとか，ここは引っ掛かったということが，もう少し分かる詳細なものが，つまり今よりは改善が必要だと思います。その上で，作成については委員長，副委員長（委員長代理）にお任せしたいと考えていますので，やり取りの煩雑さということであれば，先ほどの提案は撤回したいと思います。議事録については，逐語が理想的ではありますが，その費用対効果というか，作業量が問題であれば，そのままのものでも構わないと考えています。要するに，何も無いより，メモがあるだけでも，当然変換ミスとか抜け落ちとかはあるかもしれませんが，それでも構いませんので，それを共有することによって次の議論につながっていくのかなと考えています。

【委員】

今日のような形で話が進んでいくと，その立場立場の人が，例えば，今度始まる裁判員裁判については，この立場の人はおおむねこういうことと，立場によって随分違ってきますから，そういう役に立つような形のもは必要だと思います。例えば，この間の議事録には，私の発言，被害者の立場から言ったようなものがありますが，これが役に立ってほしいという思いがあります。そう

はいつでも、私の「てにをは」まで、私はこういうところでの発言に慣れていませんから、そういうものが残るのはいかなものかと思います。ですから、その辺は皆様にお任せしようと思います。

【委員長】

議事録について、ホームページに載せるものと、実際、作る議事録は別にするということについて御意見はありますか。

【委員】

別の方がいいと思います。

【委員】

大体、皆様のお話を伺っていますと、できる限り詳細なものを作った方がいいという御意見のようですので、この際、逐語的なものを作らせていただきます。ただ、逐語的なものを作るといいましても、ホームページに載せるものは、発言者の氏名とか肩書とかは伏せて、委員か説明者かといったことの区別はつくようにしたいと思っています。そういう形で逐語的なものを作って載せることにします。ただ、作成の過程については、事務局にお任せいただいて、「てにをは」を直すとか、文脈が分からない部分には手を入れさせていただきます。そういうほぼ逐語的なものを作り、これをホームページに議事概要として載せ、それを議事録としてもそのまま使っていただいてもいいと思います。そういうことでいかがでしょうか。

【委員長】

ホームページに載せるものも逐語的にするという意味ですか。

【委員】

はい。逐語的なものを1種類作りまして、それをそのままホームページに載せる。ここはオフレコだから困るという部分はもちろん落としますが、その内容については、基本的に逐語的なものなので、「てにをは」とか、文章のつながりについて少し事務局の責任で筆を入れさせていただいたものを、そのま

ま使わせていただく，また，あらかじめ皆様方の御意見を承ることはしない，
こういうことでいかがでしょうか。

【委員長】

一とおり意見を伺いましたので，まず，ホームページに載せるものと実際の
議事録を別にするという点については，皆さんよろしいですか，反対の方，
いらっしゃいますか。

全員賛成ということで，ホームページについては議事録の概要ということで
いいですか。

【委員】

私が申ししたのは，ホームページにも逐語的なものをそのまま載せるとい
うことです。議事録とは別途には作らない。逐語的なものに少し「てにをは」
程度，手を入れたものをそのまま載せるということです。そういうものを議事
概要として作れば，議事録を別に作る意味はあまりないだろうと思っています。
実際，発言者の名前を出したものを作るということで議事録を別に作っても構
わないのですが，それでは内容が違わないので，別に作る意味はないだろうと
いうことです。ただ，やはりオフレコで発言していただいたことを議事録に載
せますと，それはオフレコで発言された人としては困られるだろうと思います。

【委員長】

今の発言の趣旨は議事録とホームページに載せるものは原則として同じであ
ると，ただしオフレコ発言があったものは除くということですね。

【委員】

議事録からは除きます。

【委員長】

オフレコ発言は議事録からも除くという趣旨ですと，議事録とホームペー
ジに載せるものは，同じということですか。

【委員】

別には作らないということです。作れとおっしゃるのでしたら、議事概要に載せたものに発言者の名前は顕名にする程度になりますので、議事録を作成するまでの必要はないと思います。皆さん、誰が発言したかはお分かりになると思いますので、逐語的なものを作れば、別に作る意味はあまりないと思います。

【委員長】

議事録とホームページに載せるものは、全く同一と理解していいのだろうと思います。それで、反対の方はいらっしゃいますか。賛成ということによろしいですか。

皆さん賛成ということで、そのようにさせていただきます。

【委員】

議事録をホームページに載せるときに、裁判所から配られた資料、現状こういう状況であるという非常に力を入れた良い資料を従来から作ってくださっているとと思うので、それを合わせてアップすることに制約があるのでしょうか。

【事務担当者】

他庁のものもいろいろ見ることがあるのですが、基本的に資料は載せていないようです。ホームページは、最高裁が管理しているのですが、容量があります。特に資料をPDFファイルにすると、全国に50の地裁があり、家裁等を合わせると百以上の裁判所があるので、余り大きなファイルは多分難しいと思います。簡単な表ぐらいであればいいのですが、パワーポイントの資料とかになると少し難しいと思っています。そういうこともあって、従前から文字データだけを載せているのだと思います。

【委員】

(委員)の意見に大賛成です。確かにパワーポイントをそのまま載せると大変ですけど、これをPDFでカラーファイリングしたところで、このページ数だと多分3メガバイトもいかないですね。もちろん制約があるのだったらあれですが、オール・オア・ナッシングではなくて、可能な限り載せていただきました

いです。この程度のPDFであれば各省庁も含めて全然問題なく載せていますし、参考資料ないし類似する資料であれば、リンクを張って、こちらを見てくださいということでも構わないと思います。やはり議論を補足するというか、議論の中身、理解を深めていただくために、正直言ってどの程度の方が見ていただいているのか分かりませんが、その努力はしていただきたいと思います。

【委員長】

この点は、裁判所の方で検討していただくことでよろしいですか。

【委員】

御意見を踏まえて、検討させていただきます。

(別紙第4)

テーマ(裁判員裁判について)に関する意見交換

【説明担当者】

次の事項について説明を行った。

1 裁判員裁判の現状

裁判員裁判対象事件の推移

選任された裁判員数及び補充裁判員数

裁判員候補者名簿の員数(年間辞退承認者数)

裁判員候補者の選定者数(年間辞退承認者数)

事前質問票による辞退承認者数

当日の申出による辞退承認者数

裁判員裁判対象事件平均審理期間

裁判員等経験者の感想

2 今後の課題

公判前整理手続の迅速化

裁判員に分かりやすい裁判

【委員長】

本当に概要と思いますが、説明を受けました。前の議論が長くなったためか、少し早口でしゃべられて、概略しか分からなく、私もついていけなかった点もありますが、今の説明で質問等がありますか。

【委員】

裁判員から、実際に裁判に臨まれて、心理的に負担があったということで、その後のケアを申し出られたケースはありますか。

【説明担当者】

裁判員経験者の心のケアについては、メンタルヘルスサポートを行っています。また、第1回公判が終わった後に、私の方から、そういった制度の説明を

させていただいた上で連絡先等を渡していますが、それ以外にも不安に思うこととか、メンタルヘルスサポートに電話するまでもないけれど裁判所に聞きたいことや言いたいこともおそらくあると思いますので、最終日に、裁判所の連絡先を、何かありましたら御連絡くださいという形でお渡ししています。

【委員】

被害者の方も裁判員裁判に出席されるのですよね。そのときに、裁判員の方に、職場での休暇等の配慮があるのならば、被害者の方がそういう形で出るのにもあればいいと思って、そういう何か働きかけとか、そういうものがあるのかなという思いです。特に性被害の人は、警察とか検察の取調べのときに、会社をかなり嘘をついて休みますから、被害者参加もしたいというような選択肢といえますか、そういうときに休みをかなり使い果たしているのが実情なので、こういう事情だということを知っていただけたらと思って発言をしています。

【委員長】

今、メンタルヘルスに関して質問が出てお答えいただきました。それから、休暇の問題、被害者の側から会社に嘘をついてまで裁判に出ていると、何かその手当がないかということですが、御意見として伺っておくということですかね。

【委員】

いわゆる裁判員裁判の対象となる事件から性犯罪を外すのが望ましいのではないかという議論も一部でされていると聞きますが、（委員）の立場からどうお感じなのか、お聞かせいただきたいと思います。

【委員】

支援を求めてくる被害者の人は、警察にもきちんと届けて、そして自分でけじめをつけたいとの思いで裁判に臨みますから、裁判員裁判から外せというのは不本意だと言います。今まで岡山の裁判所にも、最高裁にも、外さないでくれという要望書を出しましたが、それは私たち支援員の考えではなくて、被害

者、当事者が今まで放っておかれた、くさいものにふたをという感じ、あるいは被害者を表舞台に出さないことが被害者のためであると言いながら、実は放っておかれた、そして本当にこれは人間の尊厳を踏みにじる、人権を害する、本当に重篤な犯罪だということを、裁判員に知ってもらいたい、そして、本当に事件後どんなに生きにくい、あるいは事件がどんなに人権を害するものかを知ってもらって、そういう人たちが地域に帰ると、まだ始まって2年ぐらいですが、そういう裁判員が点から線になって、面になって、生きにくい被害者を支えてほしいというのが被害者の思いです。ですから、ある意味今まで知らなかった、あるいは落ち度があったのではない、声を出せなかった、それからそのときにどうにもならなかった、そういうことを知ってもらって、そして生きる力は、やはり皆様、地域の力とか行政の力とかいろいろな力の助けがあって初めてできることなので、放っておかないでほしい、支援をしてほしい、裁判員裁判はとても大変重篤なものを扱う裁判であるので、それから外されると、やっぱり性犯罪って軽いものだと思われる、だが、とてもそんなものではなくて、裁判員裁判で裁いてほしい、被害者になる人は、職業裁判官に裁かれることと、裁判員裁判になることとを、被害者に任せていただけたらいいということを被害者の方たちは言っています。

【委員】

今後の課題の、裁判員に分かりやすい裁判というところで、現在書面中心になっているものを、直接主義、口頭主義といいますか、市民にも、より充実させ、実質的なものにして、お見せするという形の解決策が説明されたと思いますが、そうしますと、裁判員の負担、出頭しなければならない日数などが増える方向にはならないのですか。

【説明担当者】

書面を朗読する時間と、人証とって、人を呼んで答えを聞く時間との関係は、配分の問題です。書証、例えば長い文章を30分間朗読で聞かされる状態

と、同じ30分を自分が目で見て耳で聞くのと、どちらが分かりやすいかという問題です。書面中心になると、どうしても言葉は悪いですが、だらけてしまう、又は集中力が落ちてしまうおそれがあります。それよりも、問い、答え、問い、答えでポイントをついて尋問をしていけばより分かりやすくなるし、時間も圧縮されます。調書は全体が書いてありますから、全部読んでいくわけで、強弱がなくなる場合があります。そういった点の比較で、基本的には言葉のやり取りが一番分かりやすいし、時間の関係では、当然全体の審理を組む時間、もし長くなりそうであれば、そこをどう圧縮するかということで調整はできるので、書証から人証に変えたから時間が長くなるというのは想定していません。

【委員】

そうならば、なぜ現在書面中心となっているのですか。

【説明担当者】

ある程度歴史的な経緯といいますか、元々の裁判の在り方が、精密司法といって細かく書類を出してもらい、それを細かく裁判官が検討する形式をとってきました。調書を公判廷で全部読む時間はありませんから、ポイントだけ言ってもらって、持ち帰って長時間かけて裁判官は読み続ける、これを繰り返して判断してきたという流れがあります。裁判官だけではなく、検察官、弁護人も、やはり書面できちんと書いた方がいいという考え方にどうしても流れやすくなっていて、当初裁判員制度が始まる時は、それはやめようということでしたが、いざ、始まると、やはり昔の慣習に引っ張られてやり始めました。実際のところ、裁判員も初めてで、何がいいのかは分からないので、例えば、検察官も弁護人も、努力して分かりやすい書面を出してくださり、それはそれで助かったがために、逆にまたそう動いてしまったということですが、本当にそれでいいのかと思います。一応そうやって動いてきているのですが、このままいったら、否認事件ではもっと書面が出てくる、要するに、そうするとパンクするという感じです。問題が出てきたので、原点に戻るべきではないか、本来の

公判の在り方に戻そう、つまり、口頭のやり取りで聞き、その場で判断できるぐらいの内容に絞っていくべきではないか、手段として人証を中心に、という形になったわけです。

【委員】

やはり、法廷で、目で見ても耳で聞いて分かることが審理の仕方としてあるべき姿だと思っておりますが、どうしても当事者は、細かいところまで立証したがるということで、そうなってきたのだらうと思います。また、これまで選任された裁判員が非常に熱心に取り組んでこられて、法廷で読み上げられる書証をすごく熱心に聞いて理解する、当事者が細かい主張などをしてもそれを一生懸命理解していただくことの中で、少しでもより細かく細かくとなってしまったのが、今の傾向なのかと、個人的には思っています。そこで、元の、目で見ても耳で聞いて分かる裁判に戻すべきだという問題意識が出てきたということです。自分の立場になってみても、法廷で席に座って何時間も書面を読み上げられるのを聞いているのは、つらいという気持ちがあるもので、それだったら、証人にポイントだけ聞いてもらうというか、ポイントを絞って聞いていただくと、時間はそんなにかからないだろうと、私はそう考えています。

【委員】

裁判員制度はスタートして実質2年余りですが、全国のニュースなどを見ていますと、裁判員経験者にアンケートを取ったり、裁判所と意見交換会をもったりして、経験者の経験に基づいたフィードバックですか、それを改善につなげる取組をされているところが幾つかあると聞いていますが、岡山地裁の場合、そういうことが過去にあったか、また、そこで挙げられた意見や要望が、どのような形で改善なりフィードバックにつながったのか、まだそこまではいっていないけど、課題として今検討中だ、というものがあったら教えてください。

【説明担当者】

一つは、選任手続期日と公判期日を別にするということがあります。二つ目

ですが、生まれて初めて裁判所に来た、来ること自体がプレッシャーだと、実際に聞いたり、アンケートに書かれたりします。裁判員に選任された後、裁判所にお越しになったときに、部屋の中まで入ってから受付手続等をしないといけないのですが、やはりそこも敷居が高いと思われるので、初日に限ってですが、私がエレベーターホールでお待ちして、こちらへお進みくださいなどと御案内することで、なるべく敷居を低くする取組もしています。それと、アンケートとかに出てくる声というものもいろいろですので、どこに合わすのがいいのかが難しいです。もう少し数が集まってからかなと思っています。

【委員】

裁判員経験者の意見の集約については、全部東京というか中央に集約して、そこで原稿を見て、岡山レベルではなく、全国レベルで改善を判断すべきというような、システムチックにやられているのでしょうか。まだ、そこまでしていないのでしょうか。

【委員】

裁判員等経験者に対するアンケートはずっと実施されていまして、全国レベルでまとめた調査結果の報告書は、最高裁のウェブページに載っています。今年の3月ですか、昨年1年分を載せていて、かなり詳細なものですので、御覧いただければいいかと思います。その中で、法廷での説明等の分かりやすさが、平成21年に比べて昨年は少し落ちていると、特に自白事件でも全国では落ちています。それはなぜなかというところ、書面中心になっていることもその原因の一つではないかという分析も考えて、今のような課題が出てきているのだらうと思っています。意見交換会については、岡山地裁でも1回実施しまして、マスコミの方にも来ていただきました。

【委員長】

意見交換会の内容が分かれば教えてください。日時と、どういう内容だったのか。

【説明担当者】

昨年12月末に第1回の意見交換会を行いまして、6人の裁判員経験者が参加されました。裁判員になってから終わりまでのお話を聞きましたが、その中で、皆さんから、やはりいい経験だったと口をそろえて言っていたのが非常にうれしかったです。また、マスコミの方から、「皆さんは、今日、いい経験だったと言われましたが、もう1回やると言ったらどうされますか。」という質問が出ました。その答えの中で、印象に残ったものが2つありました。お一人は、今回初めてだったので、自分としても上手にできなかったかもしれないという思いがあるので、もし、もう1回できるのなら、前回よりもっと上手にできると思うのでやってみたいと言われました。もう一人は、私はできれば辞退したい、自分が2回やるよりは、他の人にやってほしいので辞退したい、ということと言われました。

【委員長】

今の意見は、裁判員制度廃止ではなくて、むしろ存続を前提にして、良かったという経験になるのですね。

【委員】

裁判員裁判の今後の課題ということで、分かりやすさ、それと負担をかけないということをおっしゃられ、迅速な裁判ということで努力をされているということですが、迅速な裁判とともに、やはり丁寧な審理ということも当然要請されます。二律背反的といいますか、その辺りがトレードオフの関係にあるのかなというところがあるのですが、裁判員から、「負担が大きいので、もうこの辺で打ち切ってもらえませんか。」ということを経験官におっしゃるケースもあるのですか。

【説明担当者】

ありません。少なくとも時間をかなり圧縮し、検察官にかなり狭めていただき、弁護人に狭めていただき、かなり両者に御苦勞をかけて実はかなり減らし

ているので、恐らくこれだけ減らしているところは思っているのですが、そういう枠内で長過ぎると言われたことはまだありませんが、将来的には分かりません。難しい事件が複数絡んだ場合とか、否認事件が続きますと、どう頑張っても終わらないという事件もあり得ます。まだ、たまたま岡山ではありませんけれども、例えば1か月かかったとか、2か月かかったという事件も起こり得ますので、そういった場合は恐らくおっしゃるようなことが出てくるのではないかと思うのですが、その辺りは事件の限界ということになってしまうのかなと思っています。今の時点では、まず、普通の事件を、一番ノーマルな事件を、全員で圧縮して短くするというををしていって、例外的な場合をどうするかという、メリハリをつけた審理期間の定め方をしていく努力ということになると思います。

【委員】

公判前整理手続で証拠等や争点を詰めていかれるということですが、いわゆる期日の日数までは決められないのですね。それは公判が始まってから、流れの中で、長くなったり短くなったりというのは当然あり得るという理解でいいのですね。

【説明担当者】

公判前整理手続では審理予定も決めますので、3日なら3日と決めてしまいます。

【委員】

そこで3日で結審というところまで決めてしまう、ということですね。

【説明担当者】

それが逆にちょっと首を絞めているところもあります。そうはいかないところがあって、どんどんずれるのですが、その辺りは、やはり両当事者の協力の下で、何とか収めてもらっているのが現状です。

【委員】

大阪のパチンコ店の殺人事件で60日ぐらいという新聞報道を見ましたが、最長だというあの事件も、最初から60日という設定をされていたのですね。

【説明担当者】

無計画には絶対やりませんので、恐らくそうだと思います。私も新聞でしか知りませんが、審理そのものも争点に沿って枠を決めて、全部決めたとはいえず。

【委員】

報道で知る限りですが、あの事件は、60日間丸々審理していたわけではありません。週のうち何日間、例えば、週のうち3日なら3日だけ審理をすることで、最初から最後まで通算すると60日になるということです。その辺りも、長くなるが、連続は大変だということで配慮したのだらうと思っています。

【説明担当者】

私は、裁判員候補者の方に選任手続に来ていただく仕事をしていますが、いつからいつまで来てくださいという御案内を差し上げないと、お仕事をされている方も、家庭を持たれている方も、一体いつからいつまで都合をつければいいのか分からないと来ていただけないので、公判前整理手続を踏まえて、いつからいつまで来られる方、参加できる方は来てくださいという内容の御案内をさせていただいています。いつから始まって、終わりは分からないという形でのお声掛けはしていません。

【委員】

そういう流れは、弁護士サイドも了解されているということでもいいのですか。

【委員】

先程言われましたように、審理計画が決まっています。ところで、岡山で、一番長くかかった裁判員裁判の日数は、どのくらいですか。

【説明担当者】

今まで一番長かった事件は、昨年12月に行われたもので、審理の期日は8日間でした。

【委員】

遠方、例えば県北とかから来られる場合、運転もできないと公共交通機関はたぶん5時まででしょうし、私の経験だと、西粟倉村まで行って多分2時間半はかかりますので、そうすると、帰って9時ですね。そして、裁判員裁判は朝9時ぐらいから始まったりすると、朝6時ぐらいから起きて行くことになるのですが、そういう遠方で大変だという声が上がったことはなかったですか。

【説明担当者】

通常の場合、裁判が始まるのは午前10時か9時55分頃です。裁判員選任手続期日は、午前中に実施する場合は午前9時30分までに来てくださいというお願いをしています。今、(委員)から、遠方の方はどうするのかというお話があったのですが、実は辞退事由の中に、遠方で行くのが難しいというのがあるので、そういった遠方の方で、例えば、車を使えば来ることはできるけど、車がないので行けませんと言われれば、ある程度柔軟に対応しています。